

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程を次のとおり改正する。

| 現 行 | 改 正 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第40号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 前4項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第14条第1項第5号の規定による休職をした期間については、その月数)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>第9条～第19条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>第1条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>4 省略(現行どおり)</p> <p>5 前4項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第14条第1項第5号の規定による休職をした期間についてはその月数、<u>育児休業期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)</u>及び<u>育児短時間勤務期間</u>にあつては、その月数の3分の1に相当する月数)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。</p> <p>6 省略(現行どおり)</p> <p>7 省略(現行どおり)</p> <p>第9条～第19条 省略</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> | |

附 則(21経規程第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。